

【別添 1】

国不建第180号
国不建整第181号
国自貨第804号
令和6年3月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙1参照）。

また、国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が7.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

つきましては、貴団体の会員企業が請け負う工事について、下記のとおり、これらの改定を踏まえた適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しく願います。

なお、別添1～4のとおり、各府省庁、地方公共団体、主要民間団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

1. 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること。

なお、荷主が違反原因行為（トラック事業者が貨物自動車運送事業法令に違反する原因となるおそれのある行為）をしている疑いがある場合には、貨物自動車運送事業法附

則第1条の2に基づき、国土交通大臣が要請、勧告及び公表を行うことができることとされているところである。

2. 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。

なお、建設資材や建設副産物等を運搬する経費は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることに留意すること。

3. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会)(以下「本指針」という。)において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動/求められる行動が12の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること。特に、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、本指針に示されている通り、改定後の「標準的な運賃」または公共工事設計労務単価等の公表資料に基づくものとするとともに、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明するよう求められていることに留意すること(別紙2参照)。

なお、本指針においては、「発注者が本指針に記載の12の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく」とされているところである。

4. 今般、貨物自動車運送事業法第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定され、運送を申込み者、運送を引受けるトラック事業者は、それぞれ運賃、料金、附帯業務等の契約条件を記載した書面(電磁的方法を含む。)を相互に交付する旨が規定されたところ(別紙3参照)、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により当該契約条件の明確化が図られるよう努めること。